

# Project PROCEED 要項

## 1. 施策の目的

2020 東京オリンピックに向け、日本実業団陸上競技連合の登録競技者について、オリンピックでの入賞のために、日本記録更新を目指した競技力の向上を図り、ひいては陸上競技全般の活性化を図ることを目的とする。

## 2. 内 容

### (1) 日本記録更新褒賞金の授与

マラソン以外で日本記録を更新した競技者に、褒賞金を授与する。表彰は 4 月～3 月までの年度ごとに行い、3 月に開催予定の「実業団 of the year 表彰式」にて授与する。詳細は以下のとおり。

#### 1) 対象者

ア) 実業団登録競技者であり、かつ

イ) 当該年度の当連合あるいは地域連盟の主催、共催大会に出場した競技者

#### 2) 対象期間

2016 年 1 月 1 日～2020 年東京オリンピック開始前日(7 月 23 日)まで  
(2015 年度は 2016 年 1 月から 3 月末、2020 年度はオリンピック開始前日(7 月 23 日)までとし、ほかは 4 月から 3 月までの年度毎を対象とし表彰する)

#### 3) 対象種目

ア) オリンピック種目ならびにオリンピック種目ではないが実業団連合主催大会で実施している、10000m 競歩、ハーフマラソン、女子 10km を対象とする。但し、マラソンは除く。

イ) オリンピック種目であるが、実業団が実施していない種目(混成競技、競歩競技 20km・50km)を含む。

ウ) 従って、対象種目は下記となる。

100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、10000m、3000mSC、100mH/110mH、400mH、10000m 競歩、4×100mリレー、4×400mリレー、走り高跳び、棒高跳び、走り幅跳び、三段跳び、砲丸投げ、円盤投げ、ハンマー投げ、やり投げ、7種競技/10種競技、20km競歩、50km競歩、ハーフマラソン、女子 10km、

#### 4) 褒賞金の金額及び授与の条件

褒賞金 1,000,000 円

ア) 褒賞金は1種目あたりの金額とし、同一種目同一人における単年度内の複数回更新については、1回のみ授与する。但し、リレー種目については、褒賞金額の 1/2 を出場選手一人一人に支給する。

イ) 同一人が複数種目を更新した場合、更新した種目数の褒賞金を授与する。

ウ)全日本実業団対抗陸上大会、実業団ハーフマラソン大会の記録達成賞は、表彰規定で定める内容で授与し、今次定める褒賞金とそれぞれを重複して授与する。

エ)なお上記「実業団 of the year 表彰式」の時に、下記の一項目にでも表彰対象選手が該当する場合は褒賞金又は奨励金の受賞資格を失う。

- ①日本陸連の登録会員資格を喪失し、または、日本陸連より競技者としての資格を停止又は剥奪された場合。
- ②対象日本記録の公認が表彰式当日においても日本陸連より行われていない場合。
- ③ドーピングなどの国際陸連規則に定める紛争が発生しその解決に至っていない場合。
- ④目録を授与されていた場合においても、実業団が事情に鑑み特例として認める場合を除き、毎年度末以降に行われる「実業団 of the year 表彰式」に出席しない場合。
- ⑤本 Project PROCEED の目的と施策の発揚の為に下記5)に定める肖像権の提供など受賞者としての協力を行うことを拒否する場合。
- ⑥本 Project PROCEED の目的、施策、および実業団を侮辱し、その信用を損ない、品位を失う行為を行ったと実業団が当該受賞者の意見聴取の上で認定した場合。(更に、受賞後であっても、これに該当する行為を当該受賞者が行った場合には、実業団は当該受賞者の意見聴取の上で、褒賞金の返還を求めることが出来る。)

#### 5) 受賞者の Project PROCEED 及び実業団への協力

- (1) Project PROCEED を含む実業団の活動目的に沿った要請に対し協力すること。
- (2) 前項(1)に伴う活動の映像・写真・記事・競技者氏名・所属先等の情報のテレビ・雑誌・ホームページ等への掲載権と肖像権は、実業団に属することに同意すること。

#### (2) 競技環境整備による競技力向上事業

練習時間や場所、指導者の確保など競技環境整備のためのサポート体制を確立し、日本記録更新を図りながらオリンピックでの入賞を目標とした特別強化事業を実施するものである。

##### 1) 内容

ア) 日本記録達成が見込まれる競技者を 10 名程度選抜し、年間を通じた競技環境整備のためのサポートを実施する。

イ) 競技者の選抜は強化委員会で行い、地域大会終了後に実施し日本選手権終了後に見直し追加を行う。

ウ) 年間 6 回の合宿を実施し、競技技術や内容の確認と競技力強化を図る。な

お、現在実施している一般種目夏季・冬季合宿、調整合宿研修会も利用することとし、当事業独自の合宿は2回/年とする。

エ) 大学等から外部指導者をコーチとして委嘱し、継続的な指導を受けながら競技力の向上を図る。

オ) 合宿の効率化を図るため、学生競技者等との合同合宿も検討する。

カ) 対象者は年度ごとに見直し、サポート対象の期間は2020東京オリンピックまでとする。

### (3) Project PROCEED 準備金

本プロジェクト実施の為、連合基本財産より5千万円を拠出して Project PROCEED 準備金を設定する。追加の準備金が必要になった場合は、別途理事会の承認を得るものとする。

平成27年12月12日 理事会承認

平成28年9月23日 改定

## 実業団陸上 of The Year 表彰要項

### 1. 主 催

一般社団法人 日本実業団陸上競技連合(実業団)

### 2. 後 援

一般社団法人 日本経済団体連合会(経団連)

### 3. 表彰目的

トップアスリートの大集団を擁する実業団が、当該年度の実業団主催・共催陸上競技会において優秀な成績を収めた選手ならびに実業団主催大会で大きな貢献を行ったチームに表彰を行い褒め称える。

### 4. 表彰内容

・実業団陸上/Athlete of The Year 賞 :1 名

経団連会長杯(持回り)&表彰状・レブリカ

・実業団陸上/Finalist アスリート賞 :トラック、フィールド、その他(ロード、混成)より5名 表彰状・盾

・実業団陸上/Team of The Year 賞 :1 チーム

経団連会長杯(持回り)&表彰状・レブリカ

・実業団陸上/Finalist チーム賞 :2 チーム 表彰状・盾

### 5. 表彰対象期間と時期

2015 年度以降 2019 年度まで年度毎に表彰する。

(2020 年までは Project EXCEED 表彰式、Project PROCEED 表彰式と一緒に挙行する)

2020 年度以降はやオリンピックのレガシーとしての継続を検討する。

### 6. 選 考

#### 1) 対象選手

一般社団法人日本実業団陸上競技連合登録規程に定める登録者(第2条)およびチーム登録したチーム(第3条)で、表彰対象年度に下記の大会に出場実績のあること。

- ・全日本実業団対抗陸上競技選手権大会
- ・全日本実業団対抗駅伝競走大会
- ・全日本実業団対抗女子駅伝競走大会
- ・全日本実業団ハーフマラソン大会

- ・実業団・学生対抗陸上競技大会
- ・地域実業団陸上競技選手権大会
- ・地域実業団駅伝競走大会
- ・全日本実業団対抗女子駅伝予選会

\*登録者であっても、実業団陸上 of The Year である以上、その年度に実業団主催・共催(実学)大会に一度も出場実績のない選手、チームは対象外とする。

## 2) 選考における記録

前項に示す実業団主催・共催(実学)大会における公認記録、および当該年度におけるマラソンを除く総ての公認記録を対象とする。

## 3) 選考基準

### ①個人表彰

- ・実業団陸上 Athlete of The Year 賞 および Finalist アスリート賞

これは、合計 6 名のうち種目別 1 名ずつ(トラック種目 1 名、フィールド種目 1 名、ロード・混成種目 1 名)とし、残り 3 名を全体から選考する。

前項の「記録」に基づき選考するが、社会的貢献度・話題性も含め考慮する。

### ②チーム表彰

- ・実業団陸上 Team of The Year 賞 および Finalist チーム賞

これは実業団主催・共催大会の大会成績、実業団事業への協力、記録等によるポイント加点制を含め総合判断してチーム表彰 3 チームを選考する。

## 4) 選考システム

実業団委員と外部委員で構成された実業団陸上 of The Year 表彰選考委員会で決定する。

### ① 表彰選考委員会の役割

選考基準に基づきチーム表彰 3 チーム、種目別から各 1 名ずつと全体からプラス 3 名の合計 6 名を選出し、そのリストから実業団陸上 of The Year 賞と実業団陸上 Team of The Year 賞を決定する。(その余は Finalist アスリート賞、Finalist チーム賞となる)

### ② 表彰選考委員会の構成

- ・実業団連合委員

専務理事、強化委員長、強化副委員長 3 名、総務委員長、総務副委員長、

- ・外部委員

日本経団連 1 名、メディア 3 名(月刊陸上競技社、毎日新聞社、TBS テレビ)

- ③ 表彰選考委員会の時期は、国内主要協議会終了後の毎年3月中旬以降とする。

平成28年2月13日 理事会承認

平成28年5月30日 改定